

第5次秋田市地域福祉計画

令和7年3月
秋田市

はじめに

本市では、平成16年3月策定の秋田市地域福祉計画をおおむね5年毎に見直しながら、地域福祉推進に取り組んでおり、このたび、第4次計画策定以降の社会福祉制度や社会状況の変化を踏まえ、第5次秋田市地域福祉計画を策定いたしました。

第4次計画期間中には、全国的な新型コロナウイルス感染症の流行があり、感染リスク対策の「不要不急」な行動制限による、地域活動や市民活動の一時的な停滞があり、現在もコロナ禍前に完全に戻ったとは言えません。

また、令和5年7月豪雨は、床上浸水と床下浸水を合わせて6,000棟以上にのぼるという未曾有の被害を本市にもたらしました。同年9月にも大雨災害があったことから、被災者に寄り添いながら生活再建を支援する「災害ケースマネジメント」の考え方に基づき、地域支え合いセンターを市社会福祉協議会に設置し、戸別訪問や地域サロンの開催による支援を現在も続けています。

さらに、犯罪をした者等が再び社会の構成員となることを支援する「再犯防止推進計画」、認知症や精神・知的障がい等で判断能力が不十分な方を支援する「成年後見制度利用促進基本計画」なども第4次計画期間中に策定されています。

これらは、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことにつながるための取組であることから、第5次計画に反映させ、「再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」については本計画に包含することとしました。

本計画は、「県都『あきた』創生プラン（第14次秋田市総合計画）」の基本理念「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」を実現するための福祉保健部門における基本計画と位置づけているものであり、第4次計画で掲げた基本理念に「暮らしの安心」を加え、「みんなでつながり みんなで築く 暮らしの安心 地域のしあわせ」を本市が目指す地域福祉像としております。

この基本理念のもと、「人づくり」、「地域づくり」、「福祉サービスの仕組みづくり」、「福祉の環境づくり」の4つの観点を基本目標に掲げ、新たに加えた「災害時に向けた安全安心の確保」を含む8つの施策に取り組むこととしたほか、基本目標および施策を横断する重点事業として、「包括的支援体制の整備」と「災害に備えた支え合いの地域づくり」に引き続き取り組むこととしております。

急速な人口減少や少子高齢化をはじめ、社会構造が変化する中、地域住民が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、みんなを支え合いながら、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が求められており、本計画に掲げた施策や事業を積極的に展開することにより、引き続き、誰もが安心して共生できる地域福祉の推進に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

秋田市長 穂積 志

目 次

第1章 策定の趣旨

1 策定の背景	1
2 計画の位置づけ	6
3 計画期間	7
4 策定体制	8

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 人口等の推移	9
2 福祉サービスの利用者数等の推移	13
3 秋田市地域福祉市民意識調査	16
4 第4次秋田市地域福祉計画における取組状況	18
5 地域福祉を取り巻く課題	31

第3章 計画の基本的な考え方

1 取組の基本原則	45
2 基本理念	52
3 基本目標	53
4 施策の体系	54

第4章 計画の取組

基本目標1 地域福祉を担う人づくり	64
基本目標2 支え合いの地域づくり	73
基本目標3 利用者に合った福祉サービスの仕組みづくり	85
基本目標4 安心して暮らせる福祉の環境づくり	96

第5章 重点事業

1 包括的支援体制の整備	106
2 災害に備えた支え合いの地域づくり	111

第6章 再犯防止推進

1	再犯防止推進に関する動向	1 1 7
2	計画の基本的事項	1 2 2
3	取組の内容	1 2 4

第7章 成年後見制度利用促進

1	成年後見制度利用の促進に関する動向	1 3 1
2	計画の基本的事項	1 3 5
3	目標に対する指標と取組内容	1 3 8

第8章 計画の推進体制

1	計画の進行管理	1 4 5
2	計画の評価と見直し	1 4 5
3	《施策ごとの目標値》の設定根拠	1 4 6

資料編

	第5次秋田市地域福祉計画の策定経過	1 4 7
	秋田市地域福祉市民意識調査結果	1 4 8
	秋田市社会福祉審議会条例	1 6 0
	秋田市社会福祉審議会運営要綱	1 6 3
	秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿	1 6 6
	秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会設置要綱	1 6 7
	「避難支援対象者名簿」「要援護者把握用リスト」とは	1 7 0
	避難支援対象者名簿と要援護者把握用リストとの違い	1 7 1
	個別避難支援プランひな型	1 7 2
	令和5年7月豪雨災害対応検証委員会の検証結果	1 7 4